

令和5年 第7回九重町農業委員会 議事録

<日 時>：令和5年7月5日（水）14：30～

<場 所>：九重町役場 2階 庁議室

<出席委員>

農業委員

1 番：穴井 勲 3 番：小田稲次郎 4 番：佐々木清和 5 番：佐々木洋子
6 番：矢幡 陽子 7 番：佐藤 栄一 8 番：田吹 博史
10 番：飯田祥治朗 11 番：手島政弘

推進委員

12 番：多田 貫緑 13 番：森 眞一 14 番：野田 政春 16 番：佐藤進太郎
20 番：時松美智雄 21 番：佐藤 暁史 22 番：佐藤 勉
23 番：田吹 正利

<事務局出席者>

事務局長：藤野 匡宏 リーダー：若杉美紀 副主幹：梅野 雄介

<開会あいさつ（事務局）> 14時30分～

<委員出欠状況報告（事務局長）>

出席委員 （農業委員）：9名 （農地利用最適化推進委員）：8名
欠席委員 （農業委員）：2名 （農地利用最適化推進委員）：4名

<会長あいさつ>

議 長 それでは始めて行きたいと思いますが、携帯電話は電源を切るかマナーモードにして下さい。発言の際には名前を言って挙手をお願いします。本日の議事録署名委員さんは4番委員さんと5番委員さんをお願いします。異議はありませんか。意義がありませんので4番委員さんと5番委員さんに決定いたします。

それでは、報告第14号農地法第3条の3第1項の規定による届け出について事務局より報告をお願いします。

事 務 局 議案書の1ページをお開きください。報告第14号農地法第3条の3

第1項の規定による届け出について3件報告がありましたので受理いたしました。内容についてはご一読をお願いします。

議長 有難うございました。続きまして報告第15号農地法第18条第6項の規定による届け出について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。報告第15号農地法第18条第6項の規定による届け出が4件ありました。内容についてはご一読をお願いします。

議長 有難うございました。議案審議に入ります。議案5ページ議案第24号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第24号農地法第3条の規定による許可申請について。
議案第24号（番号1番）を読み上げて説明。

議長 はい。有難うございました。それでは、担当委員さんから説明をお願いします。時松さんをお願いします。

20番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 何か質問ありませんか。なければ議案第24号この案件に賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成でこの案件は承認を致します。

事務局 続きまして、6ページ議案第25号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。

議長 議案第25号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。
議案第25号（番号1番）を読み上げて説明。

議長 担当委員さんがまだ出席していないので、事務局より説明をお願いします。

事務局 [事務局より現地調査の結果を] 報告

議長 担当委員さんが時間に間に合っていないので事務局より説明がありましたが、何かこの案件について質問がありましたらお願いします。

1番委員 はい。穴井さん。

事務局 面積が合わせて1反近くありますよね。これは問題ないですか。

議長 写真にあるように奥に段差があります。建築面積を取るために手前の方になり、奥には行けないので分筆しないで1筆全てと言うことです。住宅の予定地の隣に駐車場のスペースが出来ます。余った部分は家庭菜園で利用することで、行き詰まりになってどこからも入れないので今回分筆はお願いしておりません。

10番委員 住宅の部分は段差があって低いですね。ここまで地上げするのか。

事務局 計画では1.5m上げることになっています。

10番委員 そうすると嵩上げをしないといけないが、そうすると河川が無くなったり、流れ込むことにならないか。1.5 m上げるとなるとかなり勾配をつけることになるが。後々河川に流れ込んだと問題があると思いますが。

議 長 この河川は幅2 m位で令和2年の水害で大きな被害が出ていて、〇〇の裏も結構被害が出ています。小さな河川ですが大雨の時は集中して水が出るので、土羽でなくてしっかりコンクリート張りにするのか気になるところです。

事 務 局 すいません。図面を預かっていますので確認させていただきますので先に進んで貰っていいでしょうか。

議 長 この案件は一旦保留して、議案第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権）について。事務局からの説明は省きます。担当委員さんより説明をお願いします。
佐々木さんどうぞ。

5番委員 〔担当委員より現地調査の結果を〕報告

議 長 はい。有難うございました。この案件に質問のある方はどうぞ。

10番委員 相手はわかりますか

5番委員 〇〇さんです。

議 長 他に質問ありませんか。なければ議案第26号に賛成の方は挙手をお願いします。はい。有難うございました。次に、議案第27号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権）事務局よりの説明は省きます。番号1番から担当委員さんの説明をお願いします。小田さんお願いします。

3番委員 〔担当委員より現地調査の結果を〕報告

議 長 はい。ありがとうございます。番号3番お願いします。

7番委員 〔担当委員より現地調査の結果を〕報告

議 長 はい。有難うございました。番号5番と6番は再設定になりますが担当はどなたになりますかね。
番号5番は田吹さん、番号6番は森さんです。次のページ7番8番については設定であります、担当委員さんが欠席なので事務局から説明をお願いします。

7番委員 〔担当委員より現地調査の結果を〕報告

議 長 6番委員矢幡委員から説明がありました番号6番の1筆が番号8番の〇〇1, 108㎡になるということです。
番号7番は高橋さんから公社が譲り受けて、場所はおそらく〇〇の高速インターの近くだと思います。推進委員の高橋さんが欠席なのでお

そらくはそういう事だと思います。

それでは、番号1番から8番を通して質問のある方はどうぞ。佐々木さんどうぞ。

4 番 委 員 ○○さんから個人で貸しているが農業委員会を通した方がいいでしょうか。と電話があり、農業委員会を通した方が安心安全ですよ。何かトラブルがあっても農業委員会が中に入るからと話しました。

1 0 番 委 員 1 0 番です。これは、再設定で○○さんが公社に貸しているよね。設定されていて、再設定なので設定を解約しないと次にいけないのでは。
事 務 局 継続中であれば一度解約をする必要があるのですが、期間が切れて1年以内であれば再設定という項目であります。継続でなくて一旦期間が切れて1年以内だったので再設定とさせていただきました。

1 0 番 委 員 ○○さんの土地を公社が借りて誰が作っていたのか。
事 務 局 ○○さんです。再設定の要件は、1年以内で同一人物の場合となっています。

1 0 番 委 員 番号3番ですが、○○さんが○○さんから借りていますが、酪農か何かされているのですか。

7 番 委 員 酪農を止めて和牛を飼っています。
議 長 はい。他にありませんか。なければ番号1番から8番まで賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成と言うことで承認致します。
続きまして議案第28号非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第28号非農地証明願について。
議案第28号（番号1番）を読み上げて説明。
議 長 はい。今事務局より説明がありました。担当委員さんは高橋さんですけど欠席なので、私も現地確認に行きましたので説明いたします。

〔担当委員より現地調査の結果を〕報告

この案件に質問のある方はどうぞ。なければ、承認される方は挙手をお願いします。はい。全員賛成と言うことで承認致します。
続きまして、議案第29号非農地通知について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第29号非農地通知について。
議案第29号（番号1番）を読み上げて説明。
議 長 はい。今事務局より説明がありました。担当委員さんから説明をお願いします。はい。飯田さん。

1 0 番 委 員 〔担当委員より現地調査の結果を〕報告
議 長 質問のある方はどうぞ。田吹さんどうぞ。

8 番 委 員	隣近所には田んぼとかはないのか。
1 0 番委員	何もない。
議 長	この案件に質問はありませんか。なければ番号 1 番について承認の方は挙手をお願いします。全員賛成ということで承認致します。本日の案件はこれで終わりですが、先ほど保留していた案件の説明を事務局をお願いします。
事 務 局	先ほどの 6 ページ議案第 2 5 号の水路の部分は危険性があるので、どのような造成の仕方になるのか。と言うことで、図面等確認したところ畔の所から 1 割 5 分で法面を付けて 1. 5 m 上げるとの事なので、この間が 2. 2 5 m 位になるのですかね。斜めに土羽で擦り付けだそうです。将来的にはここが守られるように芝を張るとか施行等考えていますが、今の図面は土羽でとなっています。
議 長	保留としていましたので、質問のある方は挙手をお願いします。
1 0 番委員	もし、水路に崩壊した時は自己責任ですよ。許可を出した農業委員会が悪いと言われませんか。
1 番 委 員	土羽の部分が問題で継続審議になっていると申請人に言ったらどうですか。
議 長	申請人の〇〇さんも状況が良く解らないと思うので、施工業者等関係者と確認をしてほしい。農業委員会としてもこの箇所が不安であるので保留しますとしてください。
1 0 番委員	前回反対側の〇〇さんの時も継続審議とした。今回簡単に許可して法が崩壊して問題が起こると。
議 長	事務局から法面の施工方法をしっかりしてもらいたいと申請人に伝えて下さい。議案第 2 5 号は、継続審議とします。これで全部の案件が終了致しました。